

参考資料 3

～用語の解説～

用語

意味

あ	医療区分	平成18年7月から、医療療養病床における診療報酬について、医療区分とADL区分により患者を分類し、その組み合わせにより評価することになった。医療の必要性が高い医療区分3から、3段階に分かれている。
	医療ソーシャルワーカー	医療を必要とする人が抱える経済的・心理的・社会的問題や、社会復帰などについて援助・協力する者。MSW(Medical Social Worker)ともいう。
	インフォーマルサービス	制度に基づいたサービスをフォーマルサービスと呼ぶが、その対語として使われる。ボランティア・NPO・自治会等地域住民もしくは近隣住民が行う、高齢者の見守りその他ボランティア活動など地域の自発的なサービスのこと。
	ADL	日常生活動作(Activities of Daily Living)の略で、食事、排泄、着脱衣、入浴、移動、寝起きなど、日常の生活を送るために必要な基本動作のことで、高齢者の身体活動能力や障がいの程度をはかる上で重要な指標の一つ。
	NPO	Non Profit Organization(利潤を分配しない組織)の頭文字をとったもので、民間非営利組織と呼ばれるもの。株式会社や営利企業とは違い、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配せず、次の活動の費用にする。NPOの活動は、保健福祉、社会教育、まちづくり、文化・芸術・スポーツの振興、環境保全、人権擁護、国際協力などの多方面に及ぶが、社会福祉分野においては新たなサービス供給主体として期待されている。平成10年に施行された特定非営利活動促進法により、法人格の取得が可能となり、その活動の促進が図られている。
	エンパワメント	利用者、利用者集団、コミュニティなどが力(パワー)を自覚して行動できるような援助を行うこと。
か	介護支援専門員	介護保険制度で、要介護者又は要支援者からの相談に応じるとともに、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市町・サービス事業者・施設などとの連絡調整を行う者で、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者。都道府県知事が行う介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、介護支援専門員実務研修の課程を修了して、都道府県知事の登録を受けることが必要。また、平成17年の介護保険法の改正により、介護支援専門員証に5年の有効期間が設けられるとともに、更新時の研修が義務づけられた。
	介護福祉士	介護福祉士の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者に入浴、排泄、食事その他の介護を行い、介護サービス利用者や介護者を指導することを業とする者。

用語	意味
介護保険事業計画	<p>介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、厚生労働大臣が定める基本指針に則して、市町等が3年を1期として策定する計画。主な策定事項は次のとおり。</p> <p>(1)各年度の生活圏域毎の介護給付、予防給付、地域密着型サービス等の種類ごとの量の見込み及び地域密着型サービスの種類ごとの必要利用定員総数</p> <p>(2)各年度における地域支援事業に要する費用と事業量の見込み</p> <p>(3)(1)及び(2)の見込み量確保のための方策</p> <p>(4)(1)の各サービス事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業</p> <p>(5)(1)及び(2)の円滑な提供・実施を図るための事業に関する事項等</p>
介護保険事業支援計画	<p>市町等の介護保険運営主体を支援するため、厚生労働大臣が定める基本指針に則して、県が3年を1期として策定する計画である。主な策定事項は次のとおり。</p> <p>(1)各年度の種類ごとの介護保険施設及び地域密着型サービスの必要利用定員総数</p> <p>(2)各年度の圏域ごとの介護保険施設及び地域密着型サービスの必要利用定員総数</p> <p>(3)施設における生活環境の改善のための事業に関する事項</p> <p>(4)介護サービス情報の公表に関する事項</p> <p>(5)介護支援専門員、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保、資質向上に関する事項</p> <p>(6)介護保険施設の相互間の連携に関する事項</p> <p>(7)介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項等</p>
介護保険施設	<p>介護保険法による施設サービスを行う施設で、①指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、②介護老人保健施設、③指定介護療養型医療施設(介護療養病床)の3種類があり、施設サービス計画に基づき必要な介護及び日常生活上の世話を行う。</p>
介護予防	<p>高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ(発生を予防する)こと、あるいは、要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにする(維持・改善を図る)こと。</p>
回復期リハビリテーション病棟	<p>平成12年の診療報酬改定により導入されたもので、脳血管障害や骨折の手術・急性期の治療を受けた後の回復期の患者に対して、機能の回復やADL能力の向上を図り、社会や家庭への復帰を目的としたリハビリテーションプログラムを医師・看護師・理学療法士・作業療法士等が共同で作成し、そのプログラムに基づきリハビリテーションを集中的に行う病棟。</p>
管理栄養士	<p>厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者。</p>
緩和ケア	<p>疼痛(とうつう)緩和、その他の諸症状のコントロール、心理的な苦痛、社会面の問題への対応等を中心とする医療。</p>
がん診療連携拠点病院	<p>地域においてがん診療の連携を推進するために整備される病院。</p>

用語	意味
機能訓練	疾病・負傷等により心身の機能が低下している者に対し、その維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる訓練。
居宅介護支援	居宅の要介護者が、介護保険の居宅サービスその他の保健医療サービス等を適切に利用できるよう、要介護者の心身の状況や置かれている環境、本人・家族の希望を勘案して居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者などとの連絡調整を行うなどの支援を行うこと。
居宅療養管理指導	介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。居宅の要介護者に対して、医師・歯科医師・薬剤師等が療養上の管理や指導を行う。
グループホーム	認知症高齢者が地域社会において共同生活を営む住居またはその形態。
ケアカンファレンス	事例の援助過程において、的確な援助を行うために援助に携わる者が集まり、討議する会議のこと。
ケア付き住宅	ひとり暮らし高齢者、高齢者単独世帯、又は身体障がいのある人々が安心して生活できるよう設備・構造等が配慮されているとともに、緊急時の対応やホームヘルパーの派遣等による介護サービスの提供などのサービスが確保された住宅。
ケアハウス	軽費老人ホームの一形態。60歳以上(夫婦の場合どちらか一方が60歳以上)で、かつ、身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者が、低料金で利用でき、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者が自立した生活を送るように工夫された施設。
ケアプラン	個々人のニーズに合わせた適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるように、ケアマネジャーを中心に作成される介護計画のこと。
ケアマネジャー	「介護支援専門員」参照。
軽費老人ホーム	無料又は低額な料金で高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設。
高齢者虐待	高齢者に対して、家族を含む他者から行われる人権侵害の行為。近年、家族やサービス提供における虐待の実態が明らかにされ、その防止は大きな課題となり、平成17年には、いわゆる「高齢者虐待防止法」が成立した。虐待は、「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任(ネグレスト)」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」に分類される。
さ 在宅介護支援センター	地域の高齢者福祉に関する各般の問題につき、高齢者、その者を現に養護する者、地域住民その他の者から相談に応じ、必要な助言を行うとともに、市町や地域の関係機関との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする機関(老人福祉法上は「老人介護支援センター」という。)

用語

意味

在宅療養支援診療所	高齢者ができる限り住み慣れた自宅や地域で療養しながら生活を送れるよう、また、身近な人に囲まれて在宅での最期を迎えることも選択できるよう、平成18年度から新たに設けられた診療報酬上の制度。①24時間連絡を受ける医師または看護師を配置、②24時間往診・訪問看護が可能な体制を確保、③他の医療機関との連携により在宅療養患者の緊急入院を受け入れる体制を確保するなどの要件を満たす保険医療機関である診療所が対象となりうる。
作業療法士	厚生労働大臣の免許を受け、身体又は精神に障がいのある者に、手芸、工作その他の作業を行わせ、その応用的動作能力や社会的適応能力の回復を図ることを業務とする者。OT(OccupationalTherapist)ともいう。
サテライト型施設	本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される施設。地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設などの一形態。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき組織される地域福祉の増進を目的とする団体。
社会福祉士	身体上又は精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者。
主任介護支援専門員	介護支援専門員のうち、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務を行う者。
小規模多機能型居宅介護	居宅要介護者について、その者の心身の状況・環境等に応じて、選択により居宅への訪問、サービスの拠点への通所、若しくは短期間宿泊させて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
生活習慣病	これまで成人病と言われてきたものを、健康増進と発病予防に各人が主体的に取り組むよう認識を改める呼び方に変えたもの。つまり、「加齢」に着目した「成人病」から、「生活習慣」という要素に着目して捉え直した「生活習慣病」という概念が健康づくり対策に導入された。
成年後見制度	精神上の障がい(知的障がい、精神障がい、認知症など)により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。法定後見制度と任意後見制度からなり、法定後見制度はさらに後見、保佐、補助の3つに分けることができる。任意後見制度は本人の判断能力が衰える前から利用できるが、法定後見は判断能力が衰えた後でないと利用できない。
た 短期入所生活介護	介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。居宅の要介護者に対して、特別養護老人ホームや老人短期入所施設に短期間入所させ、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
短期入所療養介護	介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。病状が安定している居宅の要介護者に対して、介護老人保健施設・介護療養型医療施設などに短期間入所させ、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療などを行う。

用語	意味
地域ケア・地域包括ケア	住み慣れた自宅や地域において最期まで安心して暮らし続けるため、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、介護サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービス、さらにはインフォーマルサービスを、有機的に結びつけて、切れ目なく提供すること。また、住宅政策とも相まって、高齢者の地域生活全般を支援すること。
地域支援事業	地域で生活する高齢者が、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、要介護状態等となった場合でも地域において自立した日常生活が営むことができるように包括的・継続的なケアマネジメント機能を強化する観点から市町が実施する事業。事業は、①介護予防事業、②包括的支援事業、③任意事業の3つからなる。
地域包括支援センター	平成17年の介護保険法の改正により、新たに地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた機関。主な業務は、①地域包括支援ネットワークづくり(地域に、総合的・重層的なサービスネットワークを構築すること)、②総合相談支援・権利擁護(高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぐこと。また、虐待防止など高齢者の権利擁護に努めること。)、③介護予防ケアマネジメント(介護予防事業・予防給付が効果的・効率的に提供されるよう、適切なケアマネジメントを行うこと。)、④包括的・継続的ケアマネジメント支援(高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援すること)がある。
地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの適正、公正かつ中立な運営を確保するために意見をする機関。介護サービス事業者等の代表者及び利用者、被保険者、地域の保健・医療・福祉に関する学識経験者などから組織され、各保険者において設置する。
通所介護	介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つでデイサービスのこと。居宅の要介護者に対して、特別養護老人ホームや老人デイサービスセンター等に通わせ、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練を行う。
通所リハビリテーション	介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つでデイケアのこと。病状が安定している居宅の要介護者に対して、介護老人保健施設・病院・診療所等の施設に通わせ、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法やリハビリテーションを行う。
特定高齢者	65歳以上で生活機能の低下がみられ、要支援・要介護状態になる可能性が高いと考えられる介護認定を受けていない者。特定高齢者の対象者は、国が定めた基本チェックリスト(25項目)と生活機能評価(健診)の結果から選定される。
特定施設	有料老人ホーム及びケアハウス等の施設。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホームで、一定の計画に基づいて提供される入浴、排泄、食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の日常生活の世話、機能訓練、療養上の世話を行う介護。都道府県知事の指定を必要とする。
特定福祉用具販売	介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。居宅の要介護者に対して、入浴や排泄に用いる特定福祉用具の販売をすること。

用語

意味

特別養護老人ホーム

身体上又は精神上の著しい障がいのため常時介護が必要で在宅生活が困難な寝たきり高齢者等を入所させて、入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。介護保険では、介護老人福祉施設として位置づけられている。

な 認知症

一旦正常に発達した知的機能が、脳の器質的な障がいにより低下したり、失われたりすること。記憶力、思考力、判断力等の障がいが見られ、知覚・感情・行動の異常を伴うことも多い。

認知症サポート医

認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師。

は 廃用症候群

寝かせきりなどの状態で、心身の不使用・不活発(体や頭を使わないこと)によって起こる機能低下のこと。筋肉や関節だけではなく種々の臓器に様々な症状が生じる。

福祉人材センター

福祉サービスに係る人材の確保を図るため、啓発、広報、研修等を実施するとともに、福祉人材バンク(福祉現場から求人の情報を受けるとともに、福祉現場に就職を希望する者を登録し、求人職場に斡旋する事業)を行う組織。

福祉用具貸与

介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。居宅の要介護者に対して、日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具の貸与を行う。

訪問介護

介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つでホームヘルプサービスのこと。居宅の要介護者に対して、訪問介護員がその居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護など日常生活上の世話を行う。

訪問看護

病院・診療所・訪問看護ステーションに所属する看護師・保健師・助産師等が主治医の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービス。

訪問看護ステーション

訪問看護を行う事業所、特に、病院・診療所以外の事業所のことをいう。

訪問入浴介護

介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。居宅の要介護者に対して、その居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。

訪問リハビリテーション

介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。病状が安定している居宅の要介護者に対して、医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などがその居宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法やリハビリテーションを行う。

保健師

厚生労働大臣の免許を受け、保健師の名称を用いて、健康の保持増進、疾病の予防・治療、社会復帰、健康教育、健康相談など広く地域住民に対して保健指導を行う者。

ホスピス

治療的効果がこれ以上期待できず、苦痛の強い患者に対して、安らかに死を迎えられるように援助するための施設。

用語

意味

ま	みえ福祉第三者評価	福祉サービスの内容などを利用者・事業者以外の第三者(評価機関)が評価を行い、「評価結果」を出すとともに、事業者自らが提供しているサービスを評価する「自己評価」を行い、事業者自らが課題点、問題点等の「気づき」につなげ、「改善計画」を策定し、それを実行することにより「福祉サービスの質の向上」を図ることを目的とした、三重県独自の評価制度。この制度は各事業者が自主的に受審するものであり、強制的に行われるものではない。評価機関による「評価結果」と事業者による「改善計画」は広く県民の方に公表している。
	民生委員	低所得者や高齢者などの生活状況を把握し、必要な援護活動や心配事相談を行うなど地域福祉の増進のために広範な活動を行う。法に基づいて設置された民間奉仕者。
	メタボリックシンドローム	肥満症や高血圧、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病は、それぞれが独立した別の病気ではなく、肥満(特に内臓に脂肪が蓄積した肥満(内臓脂肪型肥満))が要因の1つである。このように、内臓脂肪型肥満によって、さまざまな病気が引き起こされやすくなった状態。
や	夜間対応型訪問介護	介護保険の給付対象となる地域密着型サービスの一つ。居宅の要介護者が夜間でも安心してその居宅で生活できるよう、定期的な巡回や緊急の通報により居宅を訪問し、訪問介護員が入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話をを行う。
	ユニットケア	施設の居室をいくつかのグループに分けて、それを1つの生活単位(ユニット)として、小人数の家庭的な雰囲気の中でケアを行うこと。
	養護老人ホーム	心身の障がいまたは住居に困窮し、かつ経済的な理由により在宅での生活が困難な高齢者の利用施設。
ら	理学療法士	厚生労働大臣の免許を受け、医師の指示のもとに、身体に障がいのある者に治療体操などの運動や電気刺激、マッサージなどの物理的手段を加えることにより、その基本的動作能力の回復を図ることを業務とする者。PT(PhysicalTherapist)ともいう。
	療養通所介護	難病等を有する重度の要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供にあたり常時看護師による観察が必要なものを対象とする通所介護。医療機関や訪問看護サービス等との連携体制や安全かつ適切なサービス提供のための体制を強化し、療養通所介護計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
	療養病床	主として高齢者など長期にわたり療養を必要とする患者のための一群の病床として、病院又は診療所の病床の中から都道府県知事の許可を受けたもの。長期療養患者に適した員数の医師・看護師等を配置し、機能訓練室・談話室等を設置することとされている。療養病床には、医療保険適用(医療療養病床)と介護保険適用(介護療養病床)があるが、医療制度改革により介護療養病床は平成23年度末に廃止されることとなっている。
	老人保健施設	病状が安定期にある要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話をを行う施設として、都道府県知事の許可を受けたもの。